

向を表明したが、これも同様の立場に立った見方であろう。

もちろん、E E Cの安定政策推進の結果その黒字が大幅な増加を続けることとなれば、これが今後国際流動性問題に及ぼす影響も決して無視できないし、この点から米英側の懸念も理解しえないではない。しかし問題を正面にしづらってみれば、現実のインフレの脅威下にあるE E C諸国が協調して真剣なインフレ抑制策を進めようとしていることは当然な政策努力であって、そのこと自体なんら非難するべきではない。世界経済の均衡ある発展、ないし国際通貨の安定のための国際協調はもちろん大切な問題である。しかし、各国がまず自国経済の均衡と国際收支の安全を守るという努力が、すべて国際協調の基本前提であることもまた厳然たる事実なのである。

### 転換期に立つスイス金融政策

スイス経済は、1961年以降貿易収支の恒常的赤字と賃金・物価の上昇を続けているが、昨年来とくに景気過熱の傾向が著しい。これを映して金融面でも、中長期金利が高騰するなど、とみにひっ迫傾向が顕著となっており、その結果外資流入も一段と活発化し、国内経済への攪乱的影響が目立ってきてている。

こうした情勢下、政府は景気抑制のための一連の立法措置を講じたが、同時に從来市中金融機関との紳士協定により金融調節を行なってきた中央銀行の政策権限を法制化しようとする動きもしてきた。このように、今や転換期を迎えるスイス経済金融政策については、内外で多大の関心がもたれており、また国際金融に及ぼす影響も少なくないと思われる。以下この問題をめぐる背景、景気抑制関係法の内容などをみてみよう。

#### 最近の経済情勢の推移

まず、国内経済についてみると、物価・賃金は1960年以降騰勢を続けているが、とくに昨年央以

降急テンポで上昇している。すなわち、卸売物価は、62年中4.5%上昇した後、63年の1~8月期にはかなり安定したが、秋以降再び騰勢に転じている(9~11月に4.0%の上昇)。また、消費者物価についても、昨年初め厳寒による消費停滞からやや従来の騰勢が鈍化したものの、春以降需要回復に伴って急上昇に向かい、結局昨年中4.0%の上昇となった。他方、従来から上昇ぎみであった賃金も、労働(とくに建築関係労働)需給のひっ迫が度を加えたため、とくに昨年は一昨年に比し6.1%高(第3四半期の対前年同期比)となっている。

かかる国内物価・賃金の騰勢を主因に、ここ数年悪化の一途をたどってきた貿易収支はさらに赤字幅を拡大、昨年は8億ドルと近年にない大幅赤字となった。とくに最近では、近隣E E C諸国の関税同盟化の進捗に伴い、ウエイトの大きい対欧州輸出が伸び悩んでおり、上記対外競争力の低下とあいまって、今後の輸出通見しは一段と悲観的になっている。

#### スイスの国際収支

(単位・億ドル)

	1960年	1961年	1962年	1963年※
経常収支	+ 0.9	- 2.1	- 3.3	- 3.9
貿易	- 3.5	- 6.4	- 7.7	- 8.0
輸出	18.5	20.1	21.8	23.7
輸入	21.9	26.5	29.5	31.8
貿易外	+ 4.4	+ 4.3	+ 4.4	+ 4.1
資本収支	+ 1.7	+ 6.4	+ 4.4	+ 5.9
対外準備	+ 2.6	+ 4.3	+ 1.1	+ 2.1

※ 推定

他方、資本収支についてみると、このところ毎年流入超傾向が強まっている(昨年中5.9億ドルの流入超)。スイスは伝統的に国際資本の逃避国であり、また最近ではイタリアの政治経済の不安、フランスのインフレ傾向などから、欧州諸国からの資本流入がとくに顕著である。こうした資本流入は、もともとスイスのような小国においてはとりわけ過度の負担となりやすく、国内流動性の膨張を通じて経済実体面のインフレ圧力とくに上記のような物価高傾向をあおる度合いが強い。

また、前記労働需給ひつ迫を映じ、外国人労働者の流入が激化、昨年(8月末約80万人)にはついに全労働人口の3分の1を上回るに至った。これら外国人労働者の消費および住宅建築も当面のインフレ傾向の一因となっている。

かかる経済情勢の推移に伴い、現下のインフレ圧力をこれ以上放置すれば、対外競争力の低下を通じて、貿易収支は一段と悪化し、国内経済はさらに重大な危機に陥ることが官民各方面で憂慮されるに至った。

このような景気の過熱に対処するため、スイス政府は、さる1月27日外資・外国人労働者の流入抑制、銀行貸出増加の制限および建築禁止などに関する一連の法案を発表した。同法案は直ちに2月中旬の特別国会に上程され、白熱した論戦の末2月21日ほぼ政府原案どおり議決された。その骨子は次のとおりである。

#### 景気抑制関係法の内容

(1) 政府は市中金融機関(Banken und bankenähnliche Finanzgesellschaft)に対し1月1日以降次の事項を義務づける。①非居住者預金付利禁止、②非居住者要求払預金受入れ禁止、③非居住者預金の新規預入分相当額の国民銀行特別勘定(Sonderkonto)への預入(ただし外国運用分は控除)、④非居住者の有価証券、不動産取得を今後禁止し、既往のものは削減すること。

(2) 政府は市中銀行の国内貸出増加を1960~62年増加実績の一定割合に制限することができる。また、政府は銀行、保険会社の不動産信用に制限を課すことができる。

(3) 政府は公的および私的起債につき、届出制を実施し、資本市場の円滑な機能を確保するため、起債時期の調整を行なう。

(4) 建築活動は原則として政府の事前認可を要する。ただし、生活保護者住宅、国民宿舎、病院、老人不具者収容所、液体燃料貯蔵施設などは例外とする。

(5) 次の建築は今後1年間禁止する。劇場、水泳場、ダンスホールなどの娯楽スポーツ施設、議

事堂、工場、店舗などの公私の施設、総容積700立方メートル以上の別荘。総工費25万フランないし総容積1,200立方メートルをこえる個人住宅、既存公私道路の新設および改修。

(6) 外国人労働者の雇用を制限するため、雇用主が本年3月1日現在の全(内外)雇用者数に比べて雇用水準を97%に削減するか、ないしは外国人労働者数を3月1日の水準に比し97%以下に押えることを書面により届け出た場合に限り、雇用認可を与える。

(7) 上記諸措置は、向こう2年間有効とし、とくに(1)~(3)の金融面での対策は国会の決議によりさらに1年適用延長できる。

(注) 上記諸項目は、(1)~(3)、(4)~(5)、(6)とそれぞれ別個の法令として成立したが、いずれも今後1年以内に行なわれる国民投票を経て正式に発効することとなっている。

#### 金融調節方式の転換

以上のような一連の法制化措置は、従来の政策運営態度からの大きな転換を意味するものといえよう。もともとスイスにおいては、制度的統制をきらう経済自由主義の伝統が根強く、また正統的金融政策手段としての支払準備制度を欠き、公開市場操作も外貨を種とする部分的なオペレーションが行なわれているにすぎない。このため1920年代以降今日に至るまで、同国における金融政策はもっぱら中央銀行と市中金融機関の間の紳士協定を主軸として運営されてきたといえる。すなわち、1927年の資本輸出に関する紳士協定(国内資金供給確保のため対外信用供与を最小限に押えることを目的とする協定)に始まったこの種の金融調整方式は、その後も引き継がれ、昨年までに締結された紳士協定は12の多くに達している。そのうち、1962年の貸出規制に関する紳士協定および1960年の外資流入規制に関する紳士協定の二つは、昨年末まで適用されてきた(38年8、12月号要録参照)。

もともと、こうした紳士協定は、その本質上「紳士の存在」を基本的前提としており、違反行為についてもなんら罰則がない。また、最近でこそ書面による協定の形をとっているが、発足当時は単に口頭による場合もあった。こうしたこと

から、最近のように経済過熱化に伴い国内資金需給のひっ迫が著しくなるといきおい協定遵守の空気が薄れてくる。現に、当面景気抑制策としてもっとも重要な外資流入規制協定については、預金者名義を居住者名義に偽装したり、預金口座を協定対象外小口預金(2万フラン以下)へ分割する事例が頻発しているようであり、最近とみに紳士協定の実効に対する不信感が高まっていた。政府が今回実施した前記一連の法制化はこのような状況のもとで行なわれたものであり、したがってそのなかには、従来の紳士協定の内容が多分に織り込まれているのである。

### 金融政策転換の意義

このように広範な景気抑制関係法が、かなりの迂余曲折を経ながらも、ほぼ政府原案のまま国会を通過したという事実は、現下の景気過熱抑制には一時的に経済自由主義を放棄することも辞さないという政策当局の態度が一般に支持されたことを物語るものといえよう。

現在のスイス通貨当局のこうした政策態度は、基本的には、開放体制下とはいえ、国外的要因(資本・労働力流入など)が国内に好ましくない影響を及ぼすような場合には、法的裏付けによる強力な規制措置も一時的には是認されるという観点に立っているとみられる。現に、スイス国民銀行のM. Iklé 理事は、「一時的に自由を放棄することは、結局はインフレーションを通じて恒久的な破滅をもたらすような野放しの自由よりも望ましい」と指摘、政策当局の考え方を明らかにしている。

しかしながら、このような政策運営の背景には、スイスの特殊事情があることを忘れてはならない。すなわち、スイスは欧州における有力な国際的資本市場としての地位にあるため、外資の流出入がかなり頻繁に行なわれるが、その国内経済に与える攪乱的作用をあらかじめ防止するための正統的金融政策手段が完備されていない。したがって、紳士協定の実効があがらないかぎり、いきおい法的規制手段に訴えざるを得ないことにな

る。しかし反面、金融市場のメカニズムを通じて、現在可能な唯一の金融政策手段ともいえる外貨を使用するオペレーションは、年末年始の季節的金融調節などのためにますます精緻な方法で実施されていることもみのがしてはなるまい(1、2月号要録参照)。

このようにみると、スイスの政策当局は、一時的な法的規制をやむを得ない措置として認めながらも、やはり伝統的な経済自由主義を可能なかぎり生かしてゆこうとする意図を十分にもっているものと考えられよう。この点注目されるのは上記の法制化措置とは別に、スイス国民銀行の金融政策権限を法制化する動きがみられることである。すなわち、昨年12月11日シャフナー経済相は議会において動議を提出、国民銀行はその政策運営につき成文法上の基礎をもつべき旨を力説した。かねて政策権限の法制化を望んでいた国民銀行は、直ちに支払準備制度および公開市場操作に関する法案の起草に着手したと伝えられる。もしこの方向への具体的検討が着々進められ、正統的金融政策が現実のものとなるならば、変則的な法的規制の果たす役割は大きく後退することになる。この意味において、スイス金融政策の今後の動向はきわめて示唆に富んだものとなりそうである。

## 東 南 ア 諸 国 の 国際収支構造について

### 国際収支構造の悪化

東南ア諸国の国際収支は、輸出入の不均衡を主因に経常収支が恒常に赤字を続けており、これが補てんのため大部分を外国政府、国際機関からの贈与、借款など援助資金に依存せざるを得ない状況にある。このような国際収支構造の脆弱性が各国経済の自立化と発展を阻害する最大の要因となっており、その改善が緊急の課題とされていることはいうまでもない。

しかしながら、1960～62年における主要9か国